

おくやみコーナーについて

亡くなられた方に必要な様々な手続きを行うため、おくやみ専門の窓口をフロアに設け、各課担当職員が必要な申請書類作成のお手伝いをいたします。

本窓口については**原則予約制**となっております。

手続きをしようとする日の前日までに行政サービス庁舎住民窓口課へ電話でお申し込み下さい（予約状況によっては時間調整をさせて頂く場合があります）。

【お手続きの場所】

中能登町役場 行政サービス庁舎 1F ④番窓口

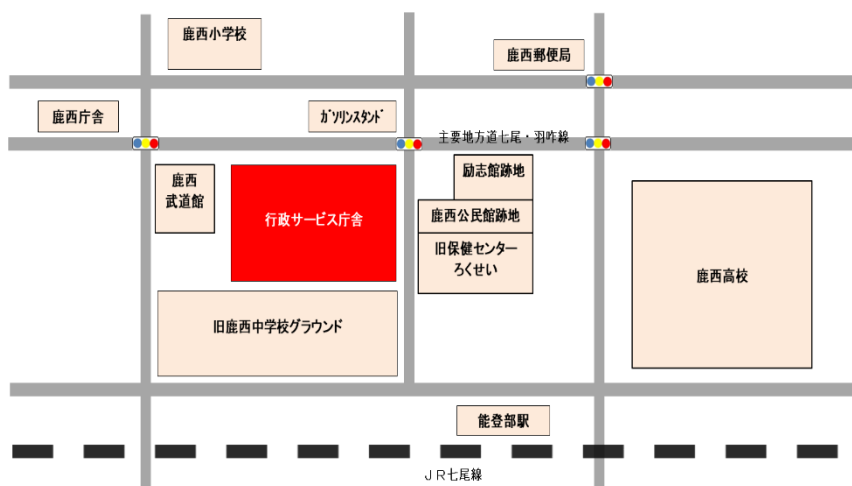
（来庁されましたら①②③番窓口にお声かけください。）

【予約受付時間】

役場開庁日の午前8時30分から
午後5時15分まで

【受付開始時間】

午前の部 午前9時、午前10時、
午前11時
午後の部 午後1時、午後2時、
午後3時



【手続きに必要なもの】

別紙（裏面）の「ご遺族のかたへ」をご確認ください。

※その他

- ・ご予約を頂くことによって事前に必要書類等を準備できることから、手続きにかかる時間を短縮することができます。
- ・全ての手続きが「おくやみコーナー」にて完結するものではありません。
相談内容によっては、直接担当課へご案内をさせていただく場合があります。
- ・ご案内については、ご予約を頂いた方を優先にさせていただきます。

ご予約日時

月 日 (曜日)

AM・PM

時から

【 予約窓口・お問合せ 】

中能登町役場 住民窓口課
中能登町能登部下91部23番地
☎ (0767) 72-3132

ご遺族のかたへ

令和 年 月 日 故 様

ご逝去を悼み謹んでお悔やみを申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

下記に該当する場合は、手続きが必要となりますのでお早めに手続きをお願いします。

詳しい内容については各担当課へお問い合わせください。

☑	対象者	必要な手続き等	担当課
<input type="checkbox"/>	① 世帯主であったかたが死亡し、同一世帯に残る世帯員が2名以上のかた	死亡から2週間以内に世帯主の変更届をしてください。(死亡したかたの次順位の世帯員を職権で世帯主とさせていただきます。) ※届出人は亡くなられたかたと同世帯のかた 【持参するもの】はんこ・届出人の本人確認書類	住民窓口課 0767-72-3132
<input type="checkbox"/>	② 印鑑登録をされていたかた	死亡したかたの印鑑登録証(カード)を返還する必要はありません。死亡届出をされると、登録は抹消され、印鑑登録証は使用できません。	
<input type="checkbox"/>	③ マイナンバーカード・住民基本台帳カード等を持っていたかた	死亡したかたのマイナンバーカード等を返還する必要はありません。	
<input type="checkbox"/>	④ 告知端末サービス ケーブルテレビ各種サービスをご利用のかた	加入者の変更や利用解除などの手続きが必要になります。 【持参するもの】はんこ・口座のわかるもの・銀行印	企画情報課 0767-76-2437
<input type="checkbox"/>	⑤ 議員年金(退職・遺族年金)を受給されていたかた	【持参するもの】はんこ・年金証書 その他の年金についてはご相談ください。	議会事務局 0767-74-2808
<input type="checkbox"/>	⑥ 相続人代表者指定届	【持参するもの】はんこ・代表者の通帳またはキャッシュカード その他の税金についてはご相談ください。	税務課 0767-72-3136
<input type="checkbox"/>	⑦ 各種障害者手帳を持っていたかた	手帳をお返しくください。 【持参するもの】はんこ・手帳	長寿福祉課 0767-72-3135
<input type="checkbox"/>	⑧ 介護保険証を持っていたかた	介護保険被保険者証をお返しくください。	
<input type="checkbox"/>	⑨ 水道(下水道)の所有者・使用者のかた	所有者・使用者の変更届が必要になります。 【持参するもの】はんこ	生活環境課 0767-72-3925
<input type="checkbox"/>	⑩ 今後、長期にわたり水道を使用しない場合	休止届を届出できます。(手数料1,000円) 【持参するもの】はんこ	
<input type="checkbox"/>	⑪ 井戸水等を使用されている場合	下水道料金の認定基準水量(世帯人数×6m ³)が変更となる場合、届出が必要になります。 【持参するもの】はんこ	
<input type="checkbox"/>	⑫ 国民健康保険に加入されていたかた	被保険者証をお返しくください。 ※喪主のかたに葬祭費が支給されます。 【持参するもの】喪主のかたの個人番号のわかるマイナンバーカード等 喪主のかたの通帳またはキャッシュカード、 手続を行うかたの本人確認書類	健康保険課 0767-72-3129
<input type="checkbox"/>	⑬ 後期高齢者医療に加入されていたかた	被保険者証をお返しくください。 ※喪主のかたに葬祭費が支給されます。 【持参するもの】世帯主の個人番号のわかるマイナンバーカード等 喪主のかたの通帳またはキャッシュカード、 手続を行うかたの本人確認書類	
<input type="checkbox"/>	⑭ 国民年金に加入または受給されていたかた	【持参するもの】はんこ・年金証書・年金手帳 請求されるかたの通帳またはキャッシュカード及び 個人番号がわかるマイナンバーカード等 ※請求されるかたには優先順位があるため、日本年金機構のホームページまたは健康保険課までご確認ください。	
<input type="checkbox"/>	⑮ 医療費助成を受けていたかた	医療費受給者証をお持ちのかたは、受給者証をお返しくください。 【持参するもの】領収証・相続されるかたの通帳またはキャッシュカード	農林課 0767-72-3922
<input type="checkbox"/>	⑯ 農地・山林を所有していたかた	相続登記完了後、届出が必要になります。 【持参するもの】登記事項証明書、はんこ、公図(山林のみ)	

上記の①から⑯以外の手続きについては、担当課へご相談ください。

～ 来庁者情報等記入票に関するお願い ～

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

役場での手続きにおいて必要となる**裏面の「来庁者情報等記入票」**を事前に記入し、**別紙「ご遺族のかたへ」**をお確かめのうえ、ご来庁ください。

手続きがスムーズに進みますので、ご協力をお願いします。

葬儀の喪主のかたへ

国民健康保険または後期高齢者保険に加入していたかたが亡くなられた場合、葬儀を行った喪主のかたが申請していただくことで、葬祭費として5万円が喪主のかたの口座に受給されます。

裏面の「来庁者情報等記入票」に喪主のかたの氏名等を記入ください。

その他の保険に加入されていたかたが亡くなられた場合は、それぞれの加入保険にお問い合わせください。

相続人代表者指定届（別紙）について

法定相続人の中で代表となるかたを決めて、**別紙の「相続人代表者指定届」**を記入してください。

亡くなられた後、役場に関する文書の送付、保険料や各種給付でお返しが生じた場合に代表者の口座にお返し、またお支払いが生じた場合は、代表者のかたへご案内いたします。

→裏面へ記入

来庁者情報等記入票

※死亡の手続きにお越しの際には、こちらを記入のうえお持ちください。

下記の情報について、手続き関係課で共有することを同意します。署名 _____

①【亡くなられた方】

氏名		亡くなった日	令和 年 月 日
生年月日	M・T・S・H・R 年 月 日	葬儀した日	令和 年 月 日
加入保険	国保・後期高齢・社保・共済・その他（ ）		

②【窓口に来られる方】

住所			
氏名			
生年月日	M・T・S・H・R 年 月 日		
死亡者との続柄	夫・妻・子・父母・孫・兄・弟・姉・その他（ ）		
電話番号			

■以下は、亡くなられた方が国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者の場合に記入ください。

③【喪主のかた】

②と同じ（同じ場合は☑のみ。下記の欄は記入不要）

住所			
氏名			
生年月日	M・T・S・H・R 年 月 日		
死亡者との続柄	夫・妻・子・父母・孫・兄・弟・姉・その他（ ）		
連絡先			

【喪主の方の口座】

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合		
支店名	支店・支所・出張所	預金種別	普通・当座・（ ）
口座番号			
口座名義人		フリガナ	

※職員記入欄

本人確認書類	運転免許証・個人番号カード・障害者手帳・旅券・保険証・年金手帳・介護保険証・他（ ）		
口座確認書類	<input type="checkbox"/> 通帳・カード（写しの添付）	<input type="checkbox"/> 窓口で確認	<input type="checkbox"/> 確認書類なし

相続人代表者指定届
(兼 現所有代表者指定届)

※裏面にも記入をお願いします。

中能登町長 あて		令和 年 月 日	
住所		_____	
相続人代表者 (申請者)	フリガナ 氏名	_____	
	電話	_____	
被相続人からみた続柄		配偶者・子・その他()	
次のとおり、被相続人の町税等に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者を地方税法第9条の2第1項の規定により届け出します。 また、相続登記が完了するまでの間、地方税法第343条第2項の規定による「固定資産を現に所有している者」の代表者として、あわせて届け出します。			

被相続人	亡くなった方の氏名	亡くなった方の住所	死亡年月日
	フリガナ	_____	_____

相続人 (相続人代表者を除く)	氏名	住所	被相続人からみた続柄
	フリガナ	_____	配偶者・子 その他()
	フリガナ	_____	配偶者・子 その他()
	フリガナ	_____	配偶者・子 その他()
	フリガナ	_____	配偶者・子 その他()

備考	被相続人が固定資産を所有していた場合、相続人代表者(申請者)は次の該当する項目に○印をつけてください。また、その他特記事項があれば記入してください。 ・相続登記の予定 登記完了済み・登記予定あり(年 月頃)・当面予定なし・相続放棄の予定(確定後、該当者の相続放棄申述受理通知書の写しを提出) ・未登記家屋の有無 あり(所有者確定後、未登記建物に係る所有権変更届を提出)・なし ・特記事項 ()
----	---

- ※この届出は、書類を受領していただく代表の方を相続人の中から選出するものです。
- ※相続人本人の署名が困難な場合、本人の了承を得ていただければ代筆でも構いません。
- ※この届出により、相続が確定するものではありません。また、登記情報を変更するものでもありません。
- ※この届出の有無にかかわらず、相続人が相続分に応じ、被相続人の納税義務を承継します。
- ※届出書の提出がない場合、地方税法第9条の2第2項の規定により、町が代表者を決定します。
- ※相続人欄が足りない場合、裏面にご記入ください。

【確認事項】 被相続人に係る中能登町が行う、税以外のその他業務(徴収、還付、給付等)について、この指定届の記載内容の情報を利用することに同意します。
また、被相続人の相続につき、相続放棄等があった場合に、その情報を中能登町が行う税以外のその他業務において、必要な範囲で共有することに同意します。

相続人代表者 署名

処理欄	被相続人納税者コード				相続人代表者納税者コード								
	備考					資産共有		未登記家屋		確認		受付	
						有	無	有	無				

相続人代表者指定届(裏面)

※相続人記入欄(不足分)

相続人(相続人代表者を除く)	氏 名	住 所	被相続人からみた続柄
	フリガナ		配偶者・子 その他()
	フリガナ		配偶者・子 その他()
	フリガナ		配偶者・子 その他()
	フリガナ		配偶者・子 その他()
	フリガナ		配偶者・子 その他()

※還付口座記入欄

【還付口座】 町税、料金等に還付がある場合、次の口座に還付願います。

振込先金融機関	(銀行・農協・信用金庫)			店
預金種別	当座・普通	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

※この口座は、被相続人の町税等に係る還付金等を相続人を代表して受領していただく口座になります。

※相続放棄をされた方、又は相続放棄を予定されている方の口座は記入しないでください。

※金融機関通帳等写し添付欄

記入例

相続人代表者指定届
(兼 現所有代表者指定届)

※裏面にも記入欄があります。

中能登町長 あて

令和 年 月 日

記入される日付をご記入ください。

住所 _____

相続人代表者 (申請者) フリガナ _____

氏名 _____

電話 _____

被相続人からみた続柄 配偶者・子・その他() _____

押印は、不要です。

固定資産税の賦課期日である1月1日時点で、相続登記が完了していない場合、被相続人の翌年度分固定資産税は、相続人全員の代表として、代表者宛てに、納税通知書が送付されます。

次のとおり、被相続人の町税等に係る徴収金の賦課徴収(滞りを受領する代表者を地方税法第9条の2第1項の規定により届けました、相続登記が完了するまでの間、地方税法第343条第2項の規定による「固定資産を現に所有している者」の代表者として、あわせて届け出します。

被相続人	亡くなった方の氏名	亡くなった方の住所	死亡年月日
	フリガナ		

相続人 (相続人代表者を除く)	氏名	住所	被相続人からみた続柄
	フリガナ		配偶者・子 その他()
	フリガナ		配偶者・子 その他()
	フリガナ		配偶者・子 その他()

相続人の記入欄が足りない場合は裏面にご記入ください。

被相続人に固定資産がある場合のみご記入ください。

備考

被相続人が固定資産を所有していた場合、相続人代表者(申請者)は次の該当する項目に○印をつけてください。また、その他特記事項があれば記入してください。

- ・相続登記の予定 登記完了済み・登記予定あり(年 月頃)・当面予定なし・相続放棄の予定(確定後、該当者の相続放棄申述受理通知書の写しを提出)
- ・未登記家屋の有無 あり(所有者確定後、未登記建物に係る所有権変更届を提出)・なし
- ・特記事項 ()

- ※この届出は、書類を受領していただく代表の方を相続人の中から選出するものです。
- ※相続人本人の署名が困難な場合、本人の了承を得ていただければ代筆でも構いません。
- ※この届出により、相続が確定するものではありません。また、登記情報を変更するものでもありません。
- ※この届出の有無にかかわらず、相続人が相続分に応じ、被相続人の納税義務を承継します。
- ※届出書の提出がない場合、地方税法第9条の2第2項の規定により、町が代表者を決定します。
- ※相続人欄が足りない場合、裏面にご記入ください。

【確認事項】 被相続人に係る中能登町が行う、税以外のその他業務(徴収、還付、給付等)について、この指定届の記載内容の情報を利用することに同意します。

また、被相続人の相続につき、相続放棄等があった場合に、その情報を中能登町が行う税以外のその他業務において、必要な範囲で共有することに同意します。

相続人代表者 署名

処理欄	被相続人納税者コード		相続人代表者納税者コード	
	備考	記入不要	この届を税以外の業務に利用、共有することに同意する旨の署名になります。	

記入例

相続人代表者指定届(裏面)

※相続人記入欄(不足分)

相続人 (相続人代表者を除く)	氏名	住所	被相続人からみた続柄
	フリガナ		配偶者・子 その他()
	フリガナ		配偶者・子 その他()
	フリガナ		配偶者・子 その他()
	フリガナ		配偶者・子 その他()
	フリガナ		配偶者・子 その他()

相続人の記入欄が足りない場合にご記入ください。

こちらに記入していただくのはあくまで還付用の口座です。相続人代表者又は相続人名義の口座を記入してください。尚、町税等を口座振替にされる場合は、口座振替依頼書を金融機関に提出していただく必要があります。

※還付口座記入欄

【還付口座】 町税、料金等に還付がある場合、次の口座に還付願います。

振込先金融機関	(銀行・農協・信用金庫)		店
預金種別	当座・普通	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※この口座は、被相続人の町税等に係る還付金等を相続人を代表して受領していただく口座になります。

※相続放棄をされた方、又は相続放棄を予定されている方の口座は記入しないでください。

※金融機関通帳等写し添付欄

通帳を提示していただければ、こちらでコピーします。

町税等の納税義務者がお亡くなりになった場合の手続き

○相続人代表者指定届(兼現所有代表者指定届)について

納税義務者がお亡くなりになった場合、その納税義務は相続人に承継され、未納の町税等がある場合は、相続人に納付していただくことになります。なお、相続人となる方は、(相続人が複数いる場合は代表者を決めて)「相続人代表者指定届」を税務課へ提出してください。

○町税等の振替口座の変更、および町税等の還付口座の届出について

町税等を口座振替により納付されていた方は、「口座振替変更」の手続きが必要な場合があります。また、町税等に還付金が生じる場合もありますので、相続人代表者指定届に「還付口座」を記入して税務課へ提出してください。

○町県民税について

町県民税は、その年の1月1日現在で住所のある人に課税されますので、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、納税義務が生じます。その納税義務は相続人に継承され、その年度分の町県民税は相続人に納付していただくことになります。

○軽自動車税(種別割)について

軽自動車税は、毎年4月1日(「賦課期日」といいます。)に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・軽二輪等)を所有している人に納付していただくものです。所有者が亡くなられた場合、軽自動車税の納税義務は、相続人に継承されます。なお、亡くなられた方に課税されていた軽自動車等は、相続人の方に「廃車」や「名義変更」等の手続きをしていただく必要があります。必要な手続きについては、税務課にご確認ください。

○固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人(課税台帳に所有者として登録されている人)に納付していただくものです。ただし、固定資産の所有者が賦課期日前に亡くなられている場合は、賦課期日現在で、その固定資産を現に所有している人(相続人等)が納税義務者となります。なお、相続登記が完了するまでは、固定資産は相続人の共有財産となり、その固定資産税は、相続人各々が連帯して、その全額を納める義務を負うことになります。

※固定資産の所有者がお亡くなりになって相続が生じた場合は、次の手続きをお願いします。

土地および登記されている建物の場合

法務局(金沢地方法務局七尾支局)で相続登記をしていただきます。相続登記が完了すると、その内容が税務課へ通知され、手続きが完了した翌年度から課税台帳上の所有者が変更されます。

登記されていない建物がある場合

「未登記建物に係る所有権変更届」を税務課へ提出してください。名義変更完了の翌年度から課税台帳上の所有者が変更されます。必要な手続きについては、税務課にご確認ください。

○国民健康保険税について

国民健康保険の加入世帯の世帯主または加入している方が亡くなられた場合は、国保資格の手続き(健康保険課)をしていただき、その後精算(残額納付または還付)となります。後日、税務課より「変更通知」を送付します。

【お問い合わせ先】 〒929-1692 鹿島郡中能登町能登部下 91 部 23 番地(行政サービス庁舎)
中能登町役場 税務課 ☎(0767)72-3136

税金・料金に関するお手続きのお願い

亡くなられた方に中能登町の税金や料金がかかっていた場合、以下のような手続きが必要となる場合があります。該当するものがございましたら、下記担当課までご連絡をお願いいたします。

- 納付義務が相続人に相続されます。納付金額を確認してください。
 - ▶ 今後納付期限が到来するものや納め忘れがある場合、それらの納付義務は相続人に受け継がれます。お手元の納付通知書や領収書、通帳などを確認し、納付してください。
- 相続人代表者の届出が必要になります。
 - ▶ 相続人が複数いる場合、今後の納付における代表者を届け出てください。届出がない場合、町が調査し、代表者（新たな納付義務者）を決定します。
- 還付金の受取りや残額の追加納付が必要になります。
 - ▶ 納付義務者変更や再計算による金額の変更が生じる場合があります。原則として死亡の翌月に金額の変更通知書が送付されますので、内容を確認し、還付申請または納付を行ってください。
- 振替納付口座の再登録が必要になります。
 - ▶ 納付義務者の変更や振替口座の凍結により、従来のおおりの振替納付ができなくなります。役場窓口や町内金融機関にて口座振替依頼書を受け取り、取扱金融機関窓口（ケーブルテレビ利用料に関するものは情報推進課）に提出してください。
- 各種手続きや申告が必要になります。（役場では受付できない場合があります）
 - ▶ 資産（不動産、車両）の所有者名義や水栓使用者、ケーブルテレビ利用者名義などは町役場の住民票と連動しません。
 - ▶ 死亡した年分について所得申告が必要になる場合があります。

※ これらの手続きはあくまで一例です。ご不明な点がございましたら、最寄りの税料金担当課にお尋ねください。

※ 税金等には納期限があります。期限後に納付した場合、延滞金が加算される場合がありますので、早急に手続きをしてください。

【お問い合わせ先】

行政サービス庁舎	各種税金、国保税	： 税務課	72-3136
	住宅使用料	： 土木建設課	72-3921
	上下水道料	： 生活環境課	72-3925
	介護保険料	： 長寿福祉課（介護）	72-3133
	保育料	： 健康保険課（保育）	72-3134
	後期高齢者医療保険料	： 健康保険課	72-3129
ケーブルテレビ放送センター	ケーブルテレビ利用料	： 企画情報課	76-2437

所有者不明土地^(※)の解消に向けて、 不動産に関するルールが大きく変わります！

※登記簿を見ても所有者が分からない土地の面積は、全国で九州本島の大きさに匹敵するともいわれています

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、**相続登記の免税措置**も、拡大されています
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続は、**法務局のホームページ**をご覧ください
- 相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



相続専門ダイヤル

秘密厳守

相続の
ことなん
じやが



司法書士による無料相談

☎ 076-236-2275

受付時間：平日午前10時～午後4時



身近な街の法律家

石川県司法書士会

〒921-8013 石川県金沢市新神田4丁目10番18号 ☎076-291-7070

シホーマン

